

責任開始期に関する特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の適用
 第2条 責任開始期
 第3条 第1回保険料の払込および猶予期間
 第4条 第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合
 第5条 第1回保険料の不払いによる無効
 第6条 特約の解約
 第7条 第1回保険料の払込み前の保険契約の解約返戻金
 第8条 主約款の規定の準用

- 第9条 通信販売に関する特則
 第10条 がん保険等に適用した場合の特則
 第11条 5年ごと利差配当付学資保険に適用した場合の特則
 第12条 5年ごと利差配当付生活保障保険（連生型）に適用した場合の特則
 第13条 終身保険（無選択型）に適用した場合の特則
 第14条 三大疾病収入保障保険に適用した場合の特則

責任開始期に関する特約条項

(平成18年8月2日制定)

(平成23年3月2日改正)

この特約の趣旨

この特約は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の払込みを責任開始期の要件とせず、会社が保険契約申込書を受取った時または被保険者の告知の時のいずれか遅い方から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

（特約の適用）

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）から申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。

（責任開始期）

第2条 この特約が適用された場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い方から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込みは、会社所定の保険契約申込書により申込むことを要します。

（第1回保険料の払込および猶予期間）

- 第3条 保険契約者は、第1回保険料を払込期間内に払込んでください。
 2 前項の払込期間は、責任開始期の属する日からその日を含めて責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
 3 第1回保険料の払込みについては、前項に定める払込期間の翌月初日から末日までの猶予期間があります。

（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）

- 第4条 第1回保険料の払込みがないまま、第1回保険料の猶予期間までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、年金、給付金または一時金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき金額から差引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約条項の規定に基づいて差引くべき未払込保険料がある場合は第1回保険料と合わせて支払うべき金額から差引きます。
 2 前項の場合、保険金等が第1回保険料（前項ただし書きの未払込保険料を含みます。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了までに第1回保険料（前項ただし書きの未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）を払込んでください。第1回保険料の払込みがない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
 3 第1回保険料の払込みがないまま、第1回保険料の猶予期間までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険料の払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了までに第1回保険料を払込んでください。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約条項の規定に基づいて差引くべき未払込保険料がある場合は第1回保険料と合わせた未払込保険料を払込んでください。この未払込保険料が払込まれない場合には、会社は、保険料の払込みを免除しません。

（第1回保険料の不払いによる無効）

- 第5条 第1回保険料の猶予期間満了までに第1回保険料の払込みがないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当する場合を除きます。
 2 本条の規定によって保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

（特約の解約）

第6条 この特約のみの解約は取扱いません。

（第1回保険料の払込み前の保険契約の解約返戻金）

第7条 この特約が適用されている場合、第1回保険料の払込み前の保険契約には解約返戻金はありません。

(主約款の規定の準用)

第8条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(通信販売に関する特則)

第9条 会社の本社が郵便または信書便により保険契約の申込みを受ける通信販売においては、第2条（責任開始期）を次のとおり読替えます。

「1 この特約が適用された場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込みを受けた日または被保険者に関する告知を受けた日のいずれか遅い方から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込みは、会社所定の保険契約申込書により申込みことを要します。」

(がん保険等に適用した場合の特則)

第10条 この特約ががん保険、終身がん保険（08）またはがん入院保険に適用されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	がん保険、終身がん保険（08）またはがん入院保険に適用した場合
(1)	第2条（責任開始期）は次のとおり読替えます。 「1 この特約が適用された場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い方を保険契約の保険期間の始期とします。ただし、保険契約の申込みは、会社所定の保険契約申込書により申込みことを要します。」
(2)	第3条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項中「責任開始期」は「保険期間の始期」と読替えます。
(3)	第9条（通信販売に関する特則）は次のとおり読替えます。 「第9条 会社の本社が郵便または信書便により保険契約の申込みを受ける通信販売においては、第2条（責任開始期）を次のとおり読替えます。 「1 この特約が適用された場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込みを受けた日または被保険者に関する告知を受けた日のいずれか遅い方を保険契約の保険期間の始期の属する日とします。ただし、保険契約の申込みは、会社所定の保険契約申込書により申込みことを要します。」

(5年ごと利差配当付学資保険に適用した場合の特則)

第11条 この特約が5年ごと利差配当付学資保険に適用されている場合には、第2条（責任開始期）および第9条（通信販売に関する特則）中、「被保険者」は「保険契約者」と読替えます。

(5年ごと利差配当付生活保障保険（連生型）に適用した場合の特則)

第12条 この特約が5年ごと利差配当付生活保障保険（連生型）に適用されている場合には、第2条（責任開始期）中「被保険者」は「被保険者および年金受取人」と読替えます。

(終身保険（無選択型）に適用した場合の特則)

第13条 この特約が終身保険（無選択型）に適用されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	終身保険（無選択型）に適用した場合
(1)	第2条（責任開始期）は次のとおり読替えます。 「1 この特約が適用された場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込みを受けた時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込みは、会社所定の保険契約申込書により申込みことを要します。」
(2)	第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第3項の規定は適用しません。
(3)	第9条（通信販売に関する特則）中「保険契約の申込みを受けた日または被保険者に関する告知を受けた日のいずれか遅い方」は「保険契約の申込みを受けた日」と読替えます。

(三大疾病収入保障保険に適用した場合の特則)

第14条 この特約が三大疾病収入保障保険に適用されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	三大疾病収入保障保険に適用した場合
(1)	第2条（責任開始期）に定める責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を保険契約の締結の際のがん給付の責任開始期とします。
(2)	第9条（通信販売に関する特則）に定める責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を保険契約の締結の際のがん給付の責任開始期とします。